

会 議 録

会議の名称	第6回結城市公立保育所のあり方検討委員会
開催日時	令和4年10月24日（月）午後2時から午後3時50分まで
開催場所	結城市役所4階 大会議室3
出席者	委員（出席者名簿参照） 事務局 保健福祉部部長 外池晴美、子ども福祉課長 松本弓子、 保育係長 宮田高夫、主事 中山愛歌
議 題	<p>1 開会 進行：松本</p> <p>2 委嘱状交付（黒川委員への交付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 副委員長選任（副委員長：黒川 充夫委員） ○ 副委員長あいさつ <p>前委員の秋元委員が結城市議を9月30日に、辞職されました。代わりとして公立保育所のあり方検討委員会の委員に推薦されました。</p> <p>現在、教育・福祉委員長を務めています。半年ほど参加が遅れていますが、副委員長として、しっかりと務めて参りたいので、よろしくお願いいたします。</p> <p>3 委員長あいさつ</p> <p>議題である、公立保育所のあり方（保育サービス）について及び小学校との連携・接続についての2回目の会議となるが、黒川委員も加わったので、活発な意見を出していただきたいと思う。</p> <p>4 議題1</p> <p style="text-align: center;">【公立保育所のあり方（保育サービス）について②】説明：宮田伊勢委員長)</p> <p>資料の保育指針は、告示であり強制力が働いている。保育指針は、保育所が備えなければならない保育の質の最低基準になるためそれぞれの自治体で、より良い質を求めて努力することが基本的な考えとなる。</p> <p>資料1の6ページ「養護に関する基本的事項」が過去の保育指針の総則には、記載がなかったが、平成29年度の改訂時に記載され、子どもの生命の安全・心理的な安心を最優先に考えることを前面に出してきた。</p> <p>13ページの「4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」では、保育所は単に子どもを預かる場所ではなく、幼児教育を行う1つの施設で</p>

あると強く記載されている。

また、厚生労働省で、3歳未満の保育内容の中で、0歳児の発達を見る3つの視点、それにつながる未満児の保育内容5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を作成。幼稚園教育要領と同じである保育の5領域である。

子どもの安心・安全を確保すること、幼児教育の質を向上させること、未満児の保育の質を向上させることがポイントとなってくる。

資料2「地域子ども・子育て支援事業一覧」について結城市はすべて実施しているのか。

また、資料の下段は、市単独で実施しているものなのか。

市・宮田)

③は、新制度に移行していない幼稚園に通う児童の副食費などが免除になる場合に、市から補助として給付を行うものであり、結城市には、対象者がいない。

④は、対象となる事業所がないため実施をしていない。

障害児保育事業のみ、市単独で実施している。医療的ケア児保育支援事業については、国・県の補助金があるが、対象となる施設がないため、現在は、実施をしていない。

伊勢委員長)

市単独事業である障害児保育事業は、事業を始めた際は、国庫補助金があった。普及が進んでいき、障害児を保育所で預かることが当然のこととなり、国庫補助金の対象から外され、市単独で実施することになった。

財政を維持していくことは、とても大変だが、市単独事業として残っていることは、現場の保育士、保護者の方の支えになっている。

また、当然、13事業も、国庫補助金から外れていく可能性がある。

このことを踏まえて、どのようなサポートや事業を行えば良いのかを考えていきたい。

資料1、2に関して、現状について、これから行っていただきたいことについてなどの情報提供をしていただきたい。

小嶋委員)

前回の会議で話したが、市内の保育施設の中で、山川・上山川保育所のみ現在、延長保育を実施していない。

前回の会議資料「公立保育所のあり方についてのアンケート調査結果(抜粋)」の4ページ中の今後、実施・充実してもらいたい保育サービス

は何かという質問で、延長保育の数値が（早朝）5.8パーセント、（夜間）9.1パーセント、一時預かりが11.7パーセントであった。

結城市の世帯数から考えると、全体の約70パーセントは結城地区であり、上山川地区は、約5パーセント、山川地区は、約6パーセントである。結城地区などの保護者も回答しているとは思いますが、上山川・山川地区だけで見ると、世帯数のパーセントと、延長保育選択者のパーセントがとても近い数値になっていると思われる。

また、前回の会議資料「放課後児童クラブの児童数」の上山川の利用児童数の割合が、30パーセントとなっていた。

最近では、共働き世帯が増え、3世代同居家庭が少なくなっている。3世代同居家庭であっても、祖父母がまだ仕事していることもあるので、孫の面倒を見ることは難しいという話を聞いている。

また、私も含め、上山川保育所に延長保育がないため、別の保育所を選択したことがあると聞いている。

延長保育のニーズは高いと思われるので、新しく保育所を設置する場合は、実施してもらいたい。可能なのであれば、来年度、再来年度には、始めていただきたい。

清水委員)

延長保育の社会的ニーズは高まっていると保育園を運営していて感じる。民間保育園では、特別保育事業の延長保育事業を行うと、補助金の加算があるため、基本的に11時間を超える、1時間から2時間の延長保育を実施している。

社会的ニーズとしては、保育園の利用者数のうち、6から10パーセントが延長保育を利用している。

だが、子どもの安心・安全を考えると、11時間保育でも十分に長いと感じる。

以前に、月曜日から土曜日まで週6日保育園に通っている子どもがいた。日曜日は、保護者が看護師であったため、自身の病院の託児所に預けられていた。その子どもに「園長先生、僕はいつお休みすればいいのかな。」と言われたことがある。

子どもは、家庭で過ごす時間も必要である。延長保育を利用すると、就寝時間が遅れることもある。また、小学校の学童は、午後6時で終わるため、小学校に就学した後のことを考えると、必要な特別保育事業なのかと疑問に思っている。

学校と同じような生活ができるように、就労環境を整えていくことが、最も重要なのではないかと思う。

伊勢委員長)

保育所は子どもを守り育てる場所であり、また、保護者に保育に関する指導を行う場所でもある。

そのため、子どもと保護者の両者からの意見がぶつかる場所である。保育士の養成校では、保育士がどのように保護者に対して子どもの意見を代弁するのかを指導している。

瀧田委員)

幼稚園では、通常の前かり時間は、4から5時間だが、前かり保育事業で、8時間から11時間まで前かっている子どももいる。

平成27年度から子ども・子育ての新制度が導入され、10年間で見直すことになっている。少し前に実施した、5年目の中間見直しでは、前かり保育事業を県から市単独事業に変更する方向となっている。

子どもは、親が育てるべきだとは思いますが、実際、何人かは、11時間保育を利用している。また、保育所の職員も8時間労働になると思う。そのようなことを考えて、どのようにしたら、お互いに利用しやすいのか議論を深めていけたら良いと思う。

伊勢委員長)

労基法の話になるが、リモートワークなど様々な働き方改革が出されたことにより、家庭内で、育児に時間を割けることができているのか。

子どもが親と関わる時間が増えれば、保育所での保育時間を短くする話をしやすいと思うが、現状、そのような時間は、ほとんどない。このことについては、企業側に働き方を考えてもらわないといけないことになるため、この会議では、話し合うことができない。

1つの仕事として、保育所・幼稚園があり、そこで働く人たちが、他の保護者の仕事を支えている部分がある。

実際、コロナ禍になり、以前より家庭での育児の時間が増えたのか。

落合委員)

自営業であるため、仕事の時間や、子どもと接する時間は、ほとんど変わっていない。

延長保育事業のニーズがあるということは、保護者として感じている。実際にそのようなサービスがあれば利用したいと思っている。

ただ、祖父母とこの話をした際に、保育所や幼稚園に夕方まで預けていることは、かわいそうだという認識を持っていた。

また、延長保育では、どのような時間を過ごしているのか分からないため、実際の延長保育の内容を知りたい。

塚本委員)

コロナ禍前は、フルタイムで勤務しており、子どもと関わるのは1時間ぐらいだった。コロナ禍により仕事が無くなったため、自営の仕事に就いた。子どもと関わる時間は増えたが、ほとんど変わっていない。

保護者としては、子どもを早く迎えに行きたいと思うが、仕事の責任や繁忙期など様々な理由により、仕事を放棄してまで、子どもを迎えに行くことはできない。

給料が上がり、勤務時間が短ければ良いが、会社では、子どもがいる保護者に対する優遇があまりなく、働ける人の給料は上がり、働けない人の給料はあがらない。また、勤務時間が長い方が、会社に貢献しているとみなされる。

清水委員)

明照保育園では、110名の定員を正規職員12名で保育している。延長保育も含め、午前7時から午後7時までの12時間開所している。12名の職員を拘束時間9時間として、適宜休憩をとり、ローテーションを組み、運営している実情である。

ただ、ローテーションで対応しても、朝・夕方の時間は手薄になってしまう。その時間帯は、1学年1クラスで運営することが難しいため、全学年で1、2クラスの合同保育をしている。

合同保育は、担任の先生ではない職員の場合もあるため、自由遊びをメインとして活動している。0、1歳児は養護、2歳児以上は、遊びコーナーを作り折り紙やブロック、塗り絵などで遊びながら、保護者を待っている。

子ども・保護者・職員のバランスを取りながら、延長保育の運営を行っている。

落合委員)

折り紙や工作を製作し、活動しているのであれば、延長保育を利用し、保護者と子どもの関わる時間が少なくても子どものためになるのではないかと思う。

伊勢委員長)

保護者の方に知っていただきたいが、現在、現場の保育士や幼稚園教諭が、一生懸命に取り組んでいることは、子どもが自ら学ぶスタイルを確保することである。保育士等が子ども達の中に入り、遊びを教えて動くことがなくなった。

自由保育は、子どもを放置しているように見えてしまうが、保育士

が、一人ひとりの興味関心を抑え、子どもの活動に合わせて声掛けをし、似たような行動をしている子ども達の関りを作っている。

また、延長保育の内容など、保護者が分かりにくいことに関して、しっかりとした説明が必要であると感じた。

保育行政の考え方では、保護者に子どもの安心についての努力をしてほしい。そのために、様々な働き方をしている保護者のための、延長保育事業を公立保育所でも実施していただきたい。

清水委員)

前回の会議録を読ませていただいた。

明照保育園では、投薬を保護者から委託されて行っている。病児保育ではなく、園独自で行っているが、薬を保管しなければならないため、保育士からは、あまり良く思われていない。

公立保育所では、あまり行っていないと話があったが、市として、病児保育の内容として認めてもらいたい。

伊勢委員長)

前回の会議では、正式な手続きを行えば、薬の投薬をできると事務局から確認できていたと思う。

薬の投薬についても、検討課題に盛り込むことでよいか。

塚本委員)

私の娘が、保育所に通っていた際、朝と夜のみ服用の薬に変えられないのかと言われたことがある。対応しないわけではないのではないか。

どうして対応できないのか、きちんとした説明を保育所や子ども福祉課から保護者にすべきだと思う。

落合委員)

対応しないわけではない。保育士の方から、できないと言われたわけではなく、ご家庭で対応していただけるのであれば、朝と夜だけの薬を医師に処方してもらえるようお願いできないかと言われた。

口には出さないが、保護者として、保育所では、対応したくないようなニュアンスを受け取った。実際には、対応はしてくださっている。

親でさえ、難しい投薬なので、保育士の方も難しいのだと思われる。

伊勢委員長)

投薬の話も含め、難しい理由や、手続き内容をしっかり説明し、伝えていく必要がある。

また、保育所に関わる質問には、真摯に答え、事前の丁寧な説明を心がけていただきたい。

課題 2

【小学校等の連携・接続について②】説明：宮田

伊勢委員長)

資料 5 (委員長持参資料) については、昨年、8月の会議で使用した資料の抜粋になる。

資料 2 枚目についてだが、幼稚園の教育要領についてとなっている。幼稚園では、小学校の教育が円滑に行われるように、小学校の先生と意見交換や合同研修・研究会を設けて連携することが記載されている。

3枚目は、小学校の学習指導要領になるが、下線部が主な改訂箇所になる。文部科学省、厚生労働省、大学の合同説明会で、(1)の下線部について、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、(句読点) …」となっていることについて担当者から説明があった。句読点の場所がとても大切な意味を持っており、改訂前では、「…幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて、(句読点) 教育活動を実施し…」となっていた。説明の内容によると、句読点から句読点は1つの単位として、実施することという意味になる。改訂前では、「資質・能力を踏まえて、」と「教育活動を実施し」が1つの単位ではないため、強く結びついてなくても良いとされていたが、今回の改訂により1つの単位となったため、強い結びつきを持ったうえで、教育活動を実施することとなった。

生涯にわたる子どもの育ちを支えていく中で、子どもの主体的で能動的な学びを確保し、幼保小連携にどのようにつなげていくのか考えていくという説明であった。

4枚目について、幼児教育実態調査を2年に1度実施している。

連携から接続へと発展する過程の大まかな目安として、ステップ0からステップ4までの5段階がある。この資料によると、就学前と小学校で教育課程を一緒に作成することが分かる。

保育所のあり方として、実際に保育内容をどのようにしていくのかとなった際に、大きなポイントとなってくる。

村田委員)

連携は絶対に行った方がよい。

前回も話したが、上山川小学校は、上山川保育所が主な連携先にな

る。他の保育所に関しては、どのような子どもが入学するのか、9月ぐらいにならないと分からない。他の園で、入学することが分かった際に、小学校から幼稚園・保育園に出向くという形の連携をすることが一番良いと判断している。

最近では、保育所の子どもが、小学校に遊びに来てくださり、その姿を見ることや、教員同士で、プレゼントを贈り合い、礼状をいただき、交流をしている。

だが、小学校の先生方は、就学前にどの程度まで指導されているのか不明な点が多い。保育所・幼稚園の先生方も学校でどのような教育活動をしているのか不明な点が多いのではないかとと思われる。

小中の連携と同じように、今後、連携を行えるように努力することが必要だと思われる。

伊勢委員長)

なぜ、交流が難しいのか。

村田委員)

理由としては、茨城県では、小学校と中学校の人事交流があるため、どちらの教育も熟知している。また、学区が決まっているため、どこの中学校に入学するのかあらかじめ分かっている。

だが、保育所・幼稚園では、まず、教育課程が異なり、お互い内容が分からず、入学する子どもの把握もできない。

伊勢委員長)

幼保小の連携について、就学前のつながり方で結城市は、2歳未満の子どもを預かる保育所と幼稚園が同法人で行っているところはあるのか。

清水委員)

結城市はない。

瀧田委員)

結城市は、保育所が認定こども園にならなかった。筑西市は、ほとんどの保育所が認定こども園になったため、1・2・3号認定をすべて受け入れている。

現在、学校法人の幼稚園と、社会福祉法人の保育園を同じ敷地内で行っている。幼稚園のみ1号認定を受け入れている。

教育研究会や、総会などの終わりに講師を呼び、講演会を実施してい

る。また、幼保連携と生活科という集まりがあり、経験のある先生に来ていただき、発表していただいている。

伊勢委員長)

公立保育所の保育士の幼稚園免許保有率はどのくらいなのか。

市・宮田)

現時点では分からない。

(確認の結果、52人中49人が両資格取得済み。)

伊勢委員長)

研究を発表する場合は、以前から育まれてきているが、その際に保育士資格のみだと、気持ちの面でのハードルが高い。そのため、保育所の保育士も少なくとも幼稚園の2種免許を進めることも1つだと思う。

新しい場所に移転する場合の1つの理由として、幼保小連携を進めることにより、就学前の段階から質の高い教育を提供できる。そのために、1つの近いところに集まり、カリキュラム編成ができるとういからであったと思う。

また、入学してくる子どもが分かりにくく、つなぎをどのようにしたら良いのか分からない部分があるため、このようなことを検討する会議(公立保育所の連携をスムーズに行うための研究会など)を設置していただきたいという要望を出すことも良いのではないかと思う。

清水委員)

子どもベースの接続で一番大切なことは、引継ぎである。保育園でも要録を作り、引継ぎをしている。お互いに小学校、保育園に出向き、環境や、活動について教えているが、学校の先生が忙しく、時期が前倒しになってきている。

一生懸命子どものことを伝えても、伝えた先生が、1年生の担当ではないことや別の小学校に異動してしまうことがあり、新しい先生への引継ぎがきちんとされていないことがある。

明照保育園では、クラス担任を12月までに決めている。次年度まで3ヶ月あるので、担任を交換しながら、子どもの様子を見て、話し合い、引継ぎを行っている。

小学校と連携をしたいと思うが、一生懸命伝えても、実際の担任にきちんと伝わっていないと感じる。

伊勢委員長)

全国的に同じような感じがする。

文部科学省が打ち出した、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、バックボーンが異なっている就学前と就学後の先生方が、同じ言葉を使いながら、子どものことを話せるようにするために作られた。

ただ、このことで、先生の負担増えたのではないかと思う。

実際に引継ぎがきちんとして行われていれば、就学後の学習活動もスムーズにいくが、様々な落とし穴や、躓く何かがあると思う。

落合委員)

小学校に就学する前の段階での情報連携は、取れていると思うが、就学してから、小学校の様子を見たうえで、保育サービスについて相談を投げかける機会を、設けることはできないのか。

村田委員)

設けたいと思っている。

茨城県の学校教育指導方針にも、保育士は「積極的に授業参加をなささい。」と記載されている。また、今回の改訂により「カリキュラムをお互いに、設定しなさい。」と明確に記載された。

保育参加や授業参観に来た際に少しの時間でも良いので交流することができるかが問題である。

上山川小学校では、気になる子どもがいたときに、保育所・幼稚園に outward、保護者に学校に来てもらい面談を行っている。

学校によって異なると思うが、基本的には、足並みをそろえていく方向性となっている。

伊勢委員長)

北海道の幕別町では、教育委員会の社会教育系の方で、接続コーディネーターとして置いている。

また、特別支援教育では、特別な教育的なニーズのある子どものために、特別支援教育コーディネーターがいる。

外に出て話をすることや、子どもの様子を確認する仲介を行うコーディネーターを各学校に置き、教育委員会の方でも、連携のコーディネーターを置き、互いに、情報共有をしながら、子どもを拾いあげていた。

また、別の自治体だが、教育委員会や子ども福祉系の部局が、保健師を動かしながら、小学校に様々な情報を出していくというスタイルで連携をしていた。

どちらの自治体も、現状にいる人のみで行うのではなく、別の動ける

	<p>ところから人を増やして対応していた。</p> <p>連携をすることで、子どもの教育の質が上がるということがはっきり分かっているため、公立保育所のあり方の検討課題に、専任のコーディネーターを置くことを提案したい。</p> <p>村田委員)</p> <p>専従で置くことは、可能だと思うが、加配申請をしてもすべての学校に加配されるわけではない。</p> <p>また、各学校に幼保小連携コーディネーター、幼稚園・保育所にリーダー、市教育委員会に担当者がいるので、情報共有の会議を開くことはできると思う。</p> <p>現状は、それぞれにおいて、県の研修に参加しているが、研修内容を共有する場がない。</p> <p>伊勢委員長)</p> <p>連携がスムーズに動く環境を整えるのにあたり、専門的に動く担当者はいるが、効率的・総合的に動くための情報共有の場がない。</p> <p>情報共有ができるような会議の場をしっかりと作っていただきたい。</p> <p>また、連携の専門の担当者は、併任ではなく、専任で配置していただきたい。</p> <p>5 その他 中間報告 説明：中山</p> <p>次回予定：第7回公立保育所のあり方検討委員会 令和4年11月21日月曜日 午後2時から 市役所4階大会議室3</p>
公開・非公開の別	公開
問合せ先(事務局)	<p>結城市役所 保健福祉部 子ども福祉課 保育係</p> <p>TEL 0296-54-7003</p> <p>FAX 0296-49-6718</p> <p>e-mail : kodomohukushi@city.yuki.lg.jp</p>
その他	

